

令和4年度（2022年度） 第2回 伊丹市いじめ防止等対策審議会 議事録

日 時 令和4年(2022年)10月18日(火) 10時00分～11時45分

場 所 総合教育センター 2階 研修室

出席者	新井 肇	会長	菰口 太志	副会長	青木 健司	委員
	青野 昌悟	委員	安達 絵里	委員	池田 修一	委員
	池田 陽子	委員	石崎 和美	委員	市川 伊久雄	委員
	小平 宝生	委員	鈴木 隆一	委員	仲野 由季子	委員
	林 明美	委員	廣重 久美子	委員	前田 久美子	委員
	松本 喜美子	委員	松山 和久	委員		

欠席者 なし

傍聴者 0名

事 務 局 皆様おはようございます。本日は、御多用の中、お集まりいただき、ありがとうございます。

ただ今より、令和4年度第2回伊丹市いじめ防止等対策審議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます伊丹市教育委員会事務局学校指導課の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、議事録作成の関係から、録音をさせていただくことにつきまして、御了解いただきますようお願いいたします。

(ボイスレコーダー設置)

それでは、新井会長に御挨拶いただきますとともに、以後の進行につきましては、会長により進めていただきます。新井会長よろしくお願いいたします。

新 井 会 長 皆様おはようございます。第2回のいじめ防止等対策審議会の開催となりますが、伊丹の子どもたちがいじめをしないように、他者を尊重できるように支援してまいりたいと思っています。

始めに、生徒指導提要についてですが、現行のものは、2012年に作成されており、今年度に改訂されることとなっております。今月中には仕上がる見込みです。方向性の1つとして、「子どもの視点に立った生徒指導」が盛り込まれております。これは当たり前と言えば当たり前のことですが、国連で子どもの権利条約が1989年に採択され、日本も批准しております。子どもの視点に立った生徒指導・いじめ防止が大事であると捉えております。

いじめ防止対策推進法など、この10年で生徒指導に関する法がいくつか作られました。現在、生徒指導に関する事案については、不登校が極めて深刻であり、全国で約20万人と言われております。

不登校に対しては、学校復帰のみではなく、社会的自立につながる支援が必要であり、指導ではなく支援という考え方が広まっています。適応教室を教育支援センターと呼んでいこうという動きもあります。しかし、学校現場では、まだまだ法の理解が進んでいないようにも感じます。福祉関係では、児童虐待防止法が改訂されております。また、新たに子ども基本法が公布されたり、子ども家庭庁が設立されたりするな

ど、これからは学校の中に社会が入ってくることになります。今後、法律をベースに支援をしていくことが求められるだろうと思っています。これまで、教育と法がなじまないものというイメージがありましたが、払拭していく必要があると思っています。いじめ防止対策推進法の下で子どもを守っていくということを改めて認識し、伊丹の子どもたちを守っていこうと思っています。

また、委員の皆様には審議をお願いするわけですが、本審議会におきましては、会議録（議事録）が必要でございます。「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条により、「会議録は会長が作成する」「会議録には会長が指名した2人の出席委員が署名する」と定められております。

本日の会議につきましては、林 明美（はやし あけみ）委員と前田 久美子（まえだ くみこ）委員のお2人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【受諾確認】

また、同じく第5条に「会議録」は「議事の要旨を記載する」こととなっておりますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、本日は報告事項が1つ、協議事項2つと伺っています。

まず始めに、「令和4年度 第1回いじめに関する実態把握のためのアンケート調査結果について」事務局より、よろしくお願いします。

事 務 局

令和4年度第1回いじめの実態把握のためのアンケート調査結果についてお伝えします。

例年、本調査は6月に実施してまいりましたが、昨年度の審議会の中で、委員の皆様から、調査時期を前倒しすることで、年度が始まって早い段階で、子どもたちにいじめについての定義を周知することや、困っていることがあれば相談してもよいということを伝えるとともに、いじめに苦しんでいる児童生徒を少しでも早く把握し、適切な解決に結びつけることができないか、との御意見をいただき、議論を重ねた結果、今年度、時期を前倒しました。

お手元の資料の1ページを御覧ください。小学校において639件、中学校において67件、高等学校において1件、合計707件のいじめを認知しております。小学校から順に、御説明いたします。昨年度のアンケート調査結果は780件でしたので、前年度比で81.9%と大幅に減少しております。1学期末時点のいじめ認知件数を3ページに載せております。御覧ください。今年度、1学期末時点のいじめ認知件数は668件と、昨年度の82.5%です。アンケートの前倒しに伴い、いじめの定義を年度初めに各クラスで子どもたちと確認する機会をもつことができ、いじめはいけない、いじめがあれば先生に相談すればいい、このような意識が抑止力として働いたことも要因の1つではないかと認識しております。2ページ目にお戻りください。小学校におけるいじめの態様についてですが、多いもの順に、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが344件、全体の53.8%、次に軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするが188件、全体の29.4%を占めます。その他につきましても、年度による大きな変化はありません。1ページにお戻りください。現在の状況ですが、6月時点の報告になりますので、いじめ防止対策推進法の定める解消の2要

件を満たすものではありません。いじめに係る行為は止んでいるが解消に向けて取組中であるものが592件、いじめに係る行為を止めるため取組中であるが47件となっております。本調査において認知したいじめに関して、生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至る恐れのあるものはございません。

続きまして、中学校について御報告いたします。1ページの1、「中学校」の欄を御覧ください。アンケートによる認知件数は67件、前年度の調査においては63件でしたのでほぼ横ばいとなっております。3ページ、「中学校」の欄を御覧ください。1学期末時点の認知件数についても、令和3年度93件、今年度96件ですので、ほぼ横ばいとなっております。詳しくは4ページの下部分、「中学校における認知件数の増加について」を御覧ください。今回調査において、中学校はいじめを67件認知しましたが、うち32件、47.8%は1年生男子によるものです。この32件のうち13件40.7%については、同一校からの報告です。この学校の1年生は、小学校6年生の時から、落ち着かない状況が続き、授業が成り立たなくなるクラスも発生しました。教育委員会事務局としまして、指導主事や学校運営支援員の訪問支援に加え、不登校対策支援員を追加配置するなど人的支援を行うとともに、管理職や当該学年職員の面談等によるサポートを行って参りました。その子どもたちが、全員この中学校に入学しております。入学当初から、問題行動等予想されましたので、入学式の日から指導主事等が訪問支援を行ったり、ふれあい相談員を配置したり、管理職や生徒指導担当教員と面談を行い、子どもたちが落ち着いた学校生活を送ることができるための支援を続けて参りました。4月、5月と落ち着かない日が続き、学年教師は連日のようにけんかや小競り合い等の対応に追われておりました。中学校生活にも慣れ、6月下旬頃から少しずつ落ち着いた状況が見られるようになって参りました。入学当初は、3つの小学校から入学して参りますので、些細なことからトラブルに発展することが多く見られました。そのような状況下で、必然的にいじめの認知件数も大幅な増加が見られました。現在は、生徒も安定し、徐々に落ち着きを見せております。当該校における1年生男子のいじめの認知ですが、4・5月は13件、6月4件、7月0件、8月1件、9月1件と減少傾向にあります。このように、特定の学校において認知件数が増加したことにより全体の件数を押し上げる結果となりました。全体的に見ますと中学校においても、小学校同様、アンケート時期の前倒しによる効果が見られております。資料2ページにお戻りください。いじめの態様についてですが、傾向につきましては、小学校と変わらず、1番多いものとして、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが43件、64.2%、次に軽くぶつかられたり遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするが13件、19.4%となっております。いじめの現在の状況ですが、いじめに係る行為は止んでいるが、解消に向けて取組中であるものが66件、いじめに係る行為を止めるために取組中が1件となっております。中学校においても、生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至る恐れがあると考えられるものはありません。

続きまして、前回、委員の方から御質問いただきましたSNSに関するいじめについて御報告いたします。4ページを御覧ください。小学校、中学校別に、令和3年度の年間件数、今年度8月末までの件数を一覧にしております。小学校においては、1年生からSNSに関するいじめが発生しており、高学年にいくほど増加しております。情報モラル教室等の実施についても、小学校高学年向けには行っている現状がありますが、低学年向けにも実施する必要性を感じております。また、発生事案の具体例を

共有することで、教員のSNSに関するいじめの感度を上げることや、未然防止にも役立つと考えておりますので、生徒指導担当者会等の機会を通じて啓発して参ります。貸与タブレットを使用したいじめについてですが、小学校においては1件確認しております。大半が、家庭のゲーム機や個人用スマートフォン等によるものですが、貸与タブレットを使用したケースも発生していることを認識し、引き続きSNSに関するいじめの防止に努めてまいります。ただ、いつも話題となりますように、パソコンやスマートフォンなどのいじめについては、他の態様の中で答えているものも多くあると考えております。このことについては、次の「アンケート調査用紙の変更」においても触れさせていただきます。中学校において、貸与タブレットを使用したいじめについては確認されておられません。

以上、令和4年度（2022年度）第1回いじめの実態把握のためのアンケート調査の結果についての報告を終わります。

新井会長 ありがとうございました。今の報告について、御質問はありませんか。

池田修一委員 いじめの態様の、「⑧パソコンやスマートフォン・タブレットなどで、誹謗中傷や嫌なことをされる」について、小学校が20名で中学校が6名とありますが、（SNSの）質問箱やインスタグラムのストーリー等、1日でメッセージが消えるものなど、加害者を特定できないような場合もあるかと思いますが、そういったものも計算されていますか。

事務局 アンケートに記入した子どもたちの声は、すべて拾っております。

鈴木委員 先ほどの報告の中で、特定の学年での認知が数件あり、前年度からの情報共有により、様々なスタッフが関わったことは評価できると思います。そのような中で、いじめが起こるような因子はあるのでしょうか。私が以前関わった小学校で、発達障がい傾向の児童に対して担任が困惑し、学級崩壊やいじめが起こったことがあったため、お聞きします。

事務局 当該小学校に指導主事を派遣し、支援を行いました。要因と言いますか、問題行動を繰り返す児童はいました。繰り返し指導を行いました。なかなか改善が見られず、保護者の理解もなかなか得られなかったため、関係機関につなぐ等の対策を行うことができませんでした。発達に特性があるかどうかは確認できておらず、対処療法的な対応になりました。

新井会長 13件については全て1人の児童によるものですか。

事務局 全てではありませんが、ほとんどが同一男子児童によるものです。

青野委員 中学校に上がると複数の小学校から生徒が入学するため、昔は少数派の小学校出身の生徒が多数派の小学校出身の生徒に標的にされることがあった。近年のいじめも他校同士の関係性によるものが原因ですか。

また、近隣の阪神間の学校ではどのような傾向がありますか。

事務局 伊丹市内の8中学校全てで、複数の小学校から入学しています。パワーバランスはあると思いますが、入学前に小中学校間での情報共有や、クラス替えの配慮等により、いじめに繋がらないように努めています。

また、近隣他市については、阪神間の生徒指導担当者会で情報交換をしています。件数や対応困難な事例等についての情報交換であり、傾向については分かりませんが、伊丹市の認知件数は兵庫県の平均値の1.5～2倍と、近隣他市に比べ多くなっています。一方、近隣他市は兵庫県の平均値程度となっています。

安達委員 SNSの統計を取っていますが、実際のところ調査は難しいかと思います。使っている端末の確認や、投稿者が匿名であること、また投稿が一日で消えてしまうものもあることから、加害者がわからず、指導のしようがないということが出てくると懸念されます。そのような場合、学校でどう対応するかを検討する必要があるかと思います。何か取り組んでいることがあれば教えてください。

事務局 SNS関係については、証拠があれば指導をしていくことができますが、匿名であったり消去されていたりすることは実際にあるので難しいというのが実情です。クラス内であれば確認することができる場合もありますが、特定に至らないこともあります。学校では、学年や全校集会の場などで、全体に対して、事例を伝えるなどの啓発をしています。

新井会長 学校の方からは何かありますか。

松山委員 児童生徒全員に貸し出されているタブレットについて、職員は気を配っていますが、個人持ちのスマートフォンについては、報告がなければわからないというのが実情です。啓発については、毎年警察や携帯電話会社から講師を招いて、講演会を行っています。全体の啓発で子どもたちに理解を促しています。

菰口委員 タブレットは学習に使うものであると、学校全体や授業で説明しています。個人持ちの端末については見えないところが多いです。職員には、生徒から相談を受けたら、必ず証拠を残しておくということを研修で伝えています。対応としましては、生徒指導担当から関係機関につなぐことや、保護者に状況を伝えて個人持ち端末を見せてもらうこともあります。今後、SNS利用には危険性があるということや、実際にどう対応すればよいかということや、生徒・職員・保護者に向けて研修を進めていく必要があると考えています。

松本委員 アンケートの集計をしていただきありがとうございます。夏休みの人権作文の中に、「いじめが起こった次の日にアンケートがあったことで助かった」という記述がありました。集計等が大変であるかと思いますが、アンケートは毎月でもやってほしいほど有効であると思っています。

研修や啓発を行い、いじめをしない優しい子に育てることや、いじめは悪いことだ

ということは教えられるが、それでいじめはなくなるのでしょうか。人間はいじめをするものだと思っています。

以前、東京で男性が硫酸をかけられる事件がありました。これは、学生の時にいじめられた男性が長年持っていた恨みを晴らすために起こした事件だと言われています。被害者の方が顔を写し、「僕の人生は終わった。そんな大きなこととは思っていませんでした。」と発言しています。乱暴な表現かもしれませんが、子どもたちには、「いじめをしないように」というだけではなく、いじめをすると復讐もされるということも啓発に含めて伝えていく必要もあるかと思っています。

新井会長 アンケートは非常に有効なものだという御意見でした。加害に対してどう捉えるかということですが、日本ではどちらかというと被害者を守るという傾向が強いです。欧米では、加害をすることがどういう結果をもたらすかということ、犯罪抑止として伝えています。そういったところの改善は、伊丹だけではなく全国的な課題だと思います。

廣重委員 SNSの事案などでも特徴的ですが、子どもたちの知識がどんどん先に行っているように感じます。実際、学校内でも隠れていじめができる場所があります。そういったものへの対処療法も大事ですし、啓発として自分をコントロールできる方法を伝えていくことも大事かと思います。

鈴木委員 松本委員に関連してのことですが、いじめによって不登校になり、PTSDになったと診断された被害者が訴訟を起こし、加害者が賠償金を払うという判例が出ました。医者から診断が出れば、裁判で賠償金を支払うことになり得るということ子どもたちに伝えても良いのではないのでしょうか。

新井会長 加害に対するアプローチは、確かに今まで弱かったことも事実だと思います。

青野委員 いじめの啓発について、学校ではどのような講演会を行っていますか？

事務局 警察や外部の講師をお招きしてお話いただくことが主になっています。道徳や学級活動の授業において、いじめについての教材を使って指導しています。子どもたちが自ら考えることが大切だと思っています。

石崎委員 数年前からCAP暴力防止プログラムを行っていますが、すべての小学校で行う必要があるのではないかと思います。

被害者にも加害者にも傍観者にもならないようにということや、大人や友だちの力も借りるようにと伝えています。

また、プログラムを行う中で子どもたちの意識も変わってきていると思います。最近行ったところでは、いじめの加害者にならないようにみんなが考えていこうというクラスが多かったです。被害者だけに注目しても解決しないと思います。加害行為をするのはなぜかということを考えなければならないと思います。

新井会長 相談を受けた大人がどうできるかということが大事ですね。子どもからすると大人はわかっていないから相談しても仕方がないとならないように我々も学んでいかなければならないと思います。小学校の低学年については、保護者がSNSについての理解を深めていくことも大事だと思います。

子どもたちの成長を支援しながら、子どもたちを加害者にしないようにしていきたいです。

前田委員 松本委員がおっしゃった、加害者も復讐されるということについてですが、加害者のその後の心のケアをどうしていくかということも考える必要があると思います。

また、学校でのいじめに対する教育は十分にされている中で、親自身もSNSのことや加害者に対するアプローチについて、家庭の中で勉強していかなければならないと思います。PTAに対しての提案ですが、加害者に焦点を当てたような勉強会を試みてはいかがでしょうか。

青野委員 昨年度、保護者対象のSNS講演会を行っています。そのような要望は増えてきています。子ども自身のスマートフォンに時間の制限をかけても、(学校配布の)タブレットには使用時間の制限がないため、自分のスマートフォンに制限がかかるとタブレットを使うなど、子どもたちは抜け道を探しています。子どもたちが進化しているので追いついていけないといけないと思っています。

青木委員 いじめという問題行動は、子どもだけの問題なのか考えています。発達特性や認知の偏りなど、子ども自身の課題もあります。川西子ども家庭センターで受ける相談の中には、いじめを受けていることについて、あるいはいじめをしていることについての両方があります。いじめをしている子の中には、家庭がネグレクト状態であるところや、きょうだいの一番上に世話をさせたりしているところがあります。家庭の問題が原因というところもあると思います。併せて、保護者への指導もしていかなければならないと思っています。保護者に対して学校へ来てと言っても難しいと思いますが、家庭の環境に問題があれば親の指導が必要です。学校で難しければ、児童家庭の所管課やセンターにつないでもらえれば対応はできると思います。学校では、どういった環境で子どもが養育されているのかということを把握していただきたいです。

新井会長 親をどうしていくかが課題ですね。文科省のデータでは、被害者の保護者へは連絡をしているところが多いですが、加害者に対しては50%以下という状態です。加害者の保護者との連携が数字的に弱いことは課題かと思っています。何か教育委員会の方で御意見あればお願いします。

事務局 学校で把握、指導を行った場合、すべて家庭に連絡を行っています。また、学校ではいじめが起こった背景を可能な限り把握し、必要に応じて関係機関等と連携し対応しています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校に配置しており、可能な限り把握するよう対応しています。

新井会長 学校で解決できないようなことに関しては、様々な関係機関との連携が今後大切な

と思います。

続きまして、いじめの実態把握のためのアンケート調査用紙の変更について、協議いたします。第1回審議会において皆様から頂戴しました御意見をもとに事務局（案）を作成しましたので、事務局から説明していただきます。

事務局

いじめの実態把握のためのアンケート調査用紙の変更について、御説明いたします。前回、皆様からいただきました御意見を受けて、アンケート調査用紙の変更を考えております。5ページ、小学校・高学年用の改訂版をもとに変更点について御説明いたします。変更点について、吹き出しを付けておりますので上から順に御確認ください。変更①、性別について記入する欄を無くしました。次に、変更②についてです。以前は、いじめを受けたか受けていないか、冒頭部分で1度確認を行い、受けてないと答えた児童生徒はそのまま次の項目に進むものでした。改訂版では、お示ししておりますように、全ての項目について、はい／いいえを答えさせるようにしております。質問項目については、文部科学省の問題行動等調査をもとにしており、子どもたちは、これらの項目がいじめに該当するということを確認しながらアンケートに答えていくことになります。また、全ての子どもが「はい」か「いいえ」に○をつけることで、いじめを訴えているかどうか、周りの子にわかりづらく、少しでもいじめを拾えるのではないかと考えています。次に、変更③です。いじめの発生場所について確認する項目を設けました。いじめが、実際の生活において起こっているのか、SNS上で起こっているのかの確認についても御意見を頂いておりましたので、このような質問事項を追加させていただき、未然防止の対策にいかして参りたいと思います。実数より少なく見えているパソコンやスマートフォン・タブレットによるいじめも、今より様子が分かるのではないかと感じております。続きまして変更④です。先生に相談したいことはありますか、という質問項目を追加しました。こちらも、以前は、先生に相談したいことがあれば自由に書いてください、という自由記述欄にしておりましたが、書けない子どももいるとの御指摘をいただきましたので、はい／いいえの確認を行い、書ける子どもには書いてもらうというスタイルに変更します。アンケートは無記名で行っておりますので、アンケート後に実施する個人面談において、アンケート用紙と児童を一致させ、指導につなげてまいりましたが、見逃しを防ぐために、アンケート後に実施する個人面談において、先生に相談したいことがある、のところに○をつけたかどうか必ず確認をしてもらうことにします。さらに、アンケートに○をつけていなくても、今相談したいことがあれば相談してもいいよという一言についても、子どもたちに伝えてもらい、二重で見逃しを防ぐ、各校に伝えます。次に、6ページを御覧ください。変更⑤ですが、質問のレイアウトについて、以前のものと配置を換えました。5ページは、自分自身についてのこと、6ページは、周囲のことに関する項目をまとめております。

アンケートの中で、「いじめをしたことがありますか。」という質問を追加したらどうかという御意見をいただいております。いじめアンケート調査は、いじめにより苦しい思いをしている児童生徒を把握し、適切な解決につなげることや、いじめ行為を目撃した児童生徒が大人に訴えることでいじめ行為を把握し、適切な指導を行うことで、苦しんでいる児童生徒を救うことを目的としております。自分自身の行為を振

り返ることについては、アンケート調査とは別に行うことが適切だと考えております。児童生徒が自分自身の行動についての振り返りを行い、加害行為についての内省を行うことは必要なことだと考えておりまして、道徳科や総合的な学習の時間・学級活動の授業等を活用し、全ての学校において実施できるよう、次年度に向けて体制整備を行って参りたいと考えております。進捗については、次回以降の審議会において御説明いたします。以上につきまして、来年度の令和5年度第1回調査から変更したいと考えております。御審議よろしく願いいたします。

市 川 委 員

先程のSNSについての話ですが、子どもたちは、親がわからないから相談しても仕方ないということは根本的には違う話だと思います。親が見えているか見えていないかということは問題の次元が違うとは思いますが。

SNSのいじめの中にどんなものがあるのかを把握するためには、この形式で良いのでしょうか。5ページの質問1の⑧（パソコンやスマートフォン・タブレット等で、悪口を書かれたり、メールをされたり、嫌なことをされる。）にチェックが入れば、それだけで内容がわかりますかね。子どもたちがどのような意図でつけているかを判断することは難しいと思います。答える前提として、状況を区別するための知識は子どもたちに与えられているのでしょうか。例えば、「あんたなんで来たん？」と面と向かって言われるのであれば①（冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。）を選ぶというように区別はつきますが、SNS上ではどの項目に当てはまるのか、区別がつかないと思います。また、質問1（いじめの内容）での⑧の項目と質問3（いじめがどこで起こったか）での③の項目がスマートフォン関連になっており、互いに整合性が取れないのではないのでしょうか。質問1での①と⑧が一緒になっているようにも感じます。

事 務 局

1の項目については文部科学省の調査項目に合わせており、県を通して文部科学省から下ろされているため、このままとさせていただきました。⑧以外にもSNSに関することが含まれることがあるため、3の項目を作りました。

市 川 委 員

質問1の項目①②など、SNS上でも起こり得るものだと思います。①と⑧なら、実際に言われたのかSNS上なのか、アンケートの書き方を子どもたちが理解しているのでしょうか。

事 務 局

⑧のみSNS上と分類しています。子どもたちが答えた内容を複合的に点検していき、判断していきます。例えば、質問1の項目①、質問3の項目③の両方を選んでいる場合、SNS上であると認識することができます。また、アンケートを行う際には、担任が説明しながら子どもたちが答えることを想定しております。

廣 重 委 員

アンケートの内容も、子どもたちの理解に合わせたものであるべきだと思っています。色々なことを分析、傾向を把握することも大事ですが、元々の目的の1つとしましては、子どもたちからのSOSの発信を見つけることとしています。子どもがSOSを出すためのものということに視点を置けば、どんな表記の仕方でも良いので書いてほしいという見方もあるのです。

松 本 委 員 P CやS N S上で、実際どんないじめがありますか。まずは大人がそれらを知る必要があると思います。

例えば、グループラインがあっても自分には誰も返事しないということを、「無視される」や「悪口を言われる」というようなものだけではないと思います。もっと知っていくなれば、専用の調査が必要だと思います。

子どもたちの、いじめられるという感覚が変わっていくということを認識しなければならぬと感じています。

池田陽子委員 加害者にどうアプローチしていくか、いじめをすると我が身に返ってくるということを伝えていくという意味でも、必要なことだと思います。

アンケートについても、S O Sを出せるように考えられた項目であり、これが続けていくことが大切だと感じています。

新 井 会 長 質問1の項目①については、どこで起こっているのかという答え方を増やし、複数回答を可能にすれば把握はできると思います。また、集計が大変になりますが、実態をつかむために全ての質問に対して複数回答を可能にすれば、網羅的に把握することはできます。

林 委 員 自分が関わったことのある中学生のことを思い出しました。ある子が、グループラインで友だちと仲良くやっていたのですが、ある日、誰もが自分に返信しなくなりました。その子は自分が何かしたかなと思って、自分からは何も言い出せなくなっていました。友だちからは反対に「なんで会話に入らんのか？」と言われたこともあったが、結局、削除されてしまいました。

このような事例もあり、どういことがいじめになるのかはわからないので、アンケートの項目だけで読み取るのは難しいと感じました。

市 川 委 員 最初にいじめが起こった場所を聞くのはどうでしょうかね。アンケートがS O Sを出すためのツールだとすると、同じアンケートで細かく調査し、実態を把握することは矛盾があるかもしれませんね。

小 平 委 員 いじめの認知数の表を見ると、高校はほぼ0になっています。高校生でいじめがないということはありませんので、これを見ると、高校生は真剣に取り組んでいないようにも感じます。小中は対応も早く、真剣に取り組んでくれているように感じます。

また、最近、電車内でも10人のうち8人ほどがスマートフォンをいじっているような状態で、保護者が子どもに対してスマートフォンを触らないように注意するののもどうかと思う部分もあります。

学校においては、給食時に、担任が生徒と食事を摂ると思いますが、そういったところでS N Sの話題が入ってくることもあると思います。そういったところでいじめの前兆を掴むということも大切なのではないのでしょうか。

アンケートについて、質問1の項目③～⑦について、解決すれば良いのですが、そ

うでなければ触法事案になり得ます。警察から注意を受けるということは、抑止効果になるのではないかと思います。

新井会長 教員がいじめを認知したときに、どう報告するかということが大事なのではないのでしょうか。

質問1の項目①②③⑦については、どこで起こったかを、SNS上も含め、把握することはできると思います。アンケートを取った後は、やりっぱなしではなく、必ず面談をすることが大事です。最も認知件数の多い山形県は、細かい項目を設定し、必ず面談を行っています。

また、法の定義では、いじめかどうかの判断については、行為を受けたものの主観であるということです。SNS上では何が起きているかがわかりにくい部分がありますが、本人が嫌な気持ちになれば、いじめであるというのが法の考えです。

今日の意見を踏まえ、修正ということでよろしいでしょうか。

事務局 只今の御意見について検討の上、次回にお返しさせていただきます。

青野委員 質問4についてですが、先生だけが窓口ではないと思います。先生以外にも地域の人などを追加してみてもいいかでしょうか。

菰口校長 性別廃止については、このアンケートのみに関してなののでしょうか。今後こういったアンケートでは全て性別廃止になるのでしょうか。男女がなければ、データとして統計を取ることが難しくなると思います。

事務局 性別の欄廃止については、このアンケート調査のみと考えています。その他はそれぞれ対応してまいります。

石崎委員 この形式だと統計を取るときに、やはり大変だと思います。項目を男・女・その他にしてみてもいいかでしょうか。

松本委員 ジェンダーについて配慮しなければならないと考えるのも大事ですが、統計としては必要であるかと思います。合理的なものを考えていただければと思います。

新井会長 書き方の工夫をするということでお願いします。

事務局 ありがとうございます。

皆様から頂戴しました御意見をもとに、再度調整していただきまして、第4回本審議会で御提示いただき、決定という流れで進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

新井会長 次に、「伊丹市いじめ防止フォーラムについて」に移りたいと思います。前回、皆様から頂戴しました御意見をもとに、こちらも事務局（案）を作成しましたので、事務局から説明していただきます。

【伊丹市いじめ防止フォーラムについて】

今年度も第3回審議会と併せまして、伊丹市いじめ防止フォーラムを、様々な立場の方に御参加いただき、開催したいと考えております。

昨年度は、11月27日（土）14時から、伊丹市立総合教育センター2階研修室にて、「With コロナ、その後の生活の中でどのようにいじめを防いでいくか」をテーマに、小・中学生、大学生、教員、保護者、地域の方々、審議会委員の皆様に、会場とオンライン併用で100名に御参加いただきました。ファシリテーターを新井会長に務めていただきまして、小学生、中学生、保護者から、新型コロナウイルス感染症により変化した生活についての意見交流を行い、その後、参加者全員がグループに分かれてWithコロナにおけるいじめ防止について協議を行いました。頂きました御意見がもとで、アンケート調査の実施時期や方法等の変更についての議論につながっております。

今年度のいじめ防止フォーラムは、11月26日（土）14時から16時30分まで「伊丹市立産業振興センター6階マルチメディアホール」で開催する予定にしております。感染防止の観点から、参加者を限定し、換気、消毒等の感染対策を講じた上、対面の形で開催したいと考えております。

前回の審議会で、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。平等やジェンダーの問題、多様性等、人間の根幹に関わる問題だと捉えております。幅広くいじめを防止するという基本に立ち返るといふ観点から、事務局案としましては、「伊丹市はいじめ防止の取組を考える」をテーマに、前半は、小・中学生及び高校生が参加する、子ども版「いじめ防止等対策審議会」を行いたいと考えております。伊丹市はいじめの現状や態様等について事務局から説明し、説明をもとに小学生、中学生、高校生がそれぞれのグループで議論を行い、いじめ防止に向けて「学校」、「家庭」、「地域」、それぞれができることについて提言を出してもらってはどうかと考えています。後半は、子ども版「いじめ防止等対策審議会」の提言を踏まえて、参加した大人で「いじめを防ぐための方策」について協議し、共有したいと考えております。

新井会長、御協議よろしく願いいたします。

新井会長 只今、説明がありました、いじめ防止フォーラムについて、皆様の御意見を賜りたいと思います。忌憚のない御意見を願います。

石崎委員 小学生、中学生、高校生が参加とありますが、具体的にはどのような子どもたちなのですか。

事務局 小学生と中学生はこれまでも参加してくれていますが、今年度、新たに高校生にも参加してもらうよう調整しています。

石崎委員 各学校での生徒会のメンバーでしょうか。

事務局 全員がそうとは限りませんが、何かしらの委員会等に所属している子どもたちになるかとは思います。

- 石 崎 委 員 こちらの想定するような意見だけではなく、様々な意見が出てこなければ意味がないのではないのではと思います。
- 安 達 委 員 いじめの対応や内容が年代によって異なると思います。そのため、議題に工夫が必要だと思います。抽象的な話を出しても、仕方がないのではないのでしょうか。事例について話し合うのならば、具体的な検討が必要ではないのでしょうか。
- 松 本 委 員 どこがターゲットになるのですか。小学生から大人まで1つのテーマでは無理があると思います。例えば小学生がターゲットなのであれば、テーマを小学生に向けるべきだと思います。
- 鈴 木 委 員 過去、準備段階では色々と心配するのですが、実際、当日はその場の雰囲気やファシリテーターによって、子どもたちは色々と意見を出してくれます。
事務局に質問ですが、今回の様子を録画したりオンラインで配信したりすることは可能でしょうか。
- 事 務 局 個人情報保護の観点もありますので、現時点では考えておりません。
- 新 井 会 長 事例について議論することは、以前にも行ったことがあります。要はこの場に子どもがいたらどう考えるかということです。ファシリテーターとして子どもたちの考えを引き出すことに不安はありますが、素直な意見を引き出せればと思っています。意見の引き出し方として、我々が聞きたいことをデータで出すということも、方法としては考えられると思います。また、このような審議会の存在を子どもたちに伝えることも大事だと思っています。テーマについては教育委員会の方と協議しながら決定していきます。
- 松 本 委 員 グループはどのように分けるのですか。
- 事 務 局 小学校・中学校・高校ごとにグループ分けすることを考えております。
- 松 本 委 員 子どもたちだけで座るのですか。大人が座った方がよくないのでしょうか。
- 事 務 局 子どもたちだけを想定しております。
- 新 井 会 長 助言者ではない形で参加していくのはどうでしょうか。
- 市 川 委 員 アドバイザーのような立場でしょうかね。自分自身がどう入るかということが気になります。
- 新 井 会 長 オブザーバー兼記録係で入るという形でお願いします。
- 青 野 委 員 保護者の募集については、どうなりますか。

事務局 明日以降、連絡いたします。

新井会長 アンケートの取り方、加害者へのアプローチ、SNSのいじめへのメスの入れ方に焦点を当てていくべきでしょうかね。

長時間ありがとうございました。今後、事務局とともに協議し、いじめ防止フォーラムを開催したいと思います。委員の皆様の出席についてもお願いします。

それでは、本日はこれまでといたしまして、事務局にマイクをお返しいたします。

事務局 本日は、長時間、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

今回は、11月26日（土）開催予定のいじめ防止フォーラムを午後2時から、伊丹市立産業振興センター6階マルチメディアルームで開催いたします。

以上で、本日の会議を終わらせていただきます。長時間お疲れ様でございました。